

令和元年度 春日市介護予防・日常生活支援総合事業における報酬改定について

第1 報酬改定の概要

- 消費増税に伴う国実施要綱の改定を受け、春日市介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）においても報酬改定を行うもの。改定後の報酬は、令和元年10月サービス提供分から適用する。
- 「介護職員等特定処遇改善加算」を創設する。
（注釈）「国実施要綱」…「地域支援事業実施要綱」（平成18年6月9日老発第0609001号厚生労働省老健局長通知）

第2 改定内容

1 第一号訪問事業

(1) 訪問型サービス（旧介護予防訪問介護相当事業） 【サービスコードA2】

ア 基本報酬

対象者	1月の 利用回数	コード	算定の単位	単位数	
				令和元年 ～9月	令和元年 10月～
計画上の位置付けが 週1回程度	1～4回	2411(訪問型サービスⅣ)	1回につき	266	267
	5回以上	1111(訪問型サービスⅠ)	1月につき	1,168	1,172
計画上の位置付けが 週2回程度	1～4回	2411(訪問型サービスⅣ)	1回につき	266	267
	5～8回	2511(訪問型サービスⅤ)	1回につき	270	271
	9回以上	1211(訪問型サービスⅡ)	1月につき	2,335	2,342
計画上の位置付けが 週2回を超える程度	1～4回	2411(訪問型サービスⅣ)	1回につき	266	267
	5～8回	2511(訪問型サービスⅤ)	1回につき	270	271
	9～12回	2621(訪問型サービスⅥ)	1回につき	285	286
	13回以上	1321(訪問型サービスⅢ)	1月につき	3,704	3,715

※ 単位数のみの変更。コードに変更なし。

イ 加算

(ア) 介護職員等特定処遇改善加算（創設）

介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ） + 所定単位×63/1000

介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ） + 所定単位×42/1000

※令和元年10月から算定する事業所は、令和元年8月末までに春日市への届出が必要

(イ) その他の加算等

改定なし。

(2) 訪問型サービスB（まごころ訪問事業）

改定なし。

2 第一号通所事業

(1) 通所型サービス（旧介護予防通所介護相当事業） 【サービスコードA6】

ア 基本報酬

対象者	1月の 利用回数	コード	算定の単位	単位数	
				令和元年 ～9月	令和元年 10月～
要支援1・ 事業対象者	4回まで	1113(通所型サービス1回数)	1回につき	378	380
	5回以上	1111(通所型サービス1)	1月につき	1,647	1,655
要支援2・ 事業対象者	8回まで	1123(通所型サービス2回数)	1回につき	389	391
	9回以上	1121(通所型サービス2)	1月につき	3,377	3,393

※ 単位数のみの変更。コードに変更なし。

イ 加算

(ア) 介護職員等特定処遇改善加算（創設）

介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ） + 所定単位×12/1000

介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ） + 所定単位×10/1000

※令和元年10月から算定する事業所は、令和元年8月末までに春日市への届出が必要

(イ) その他の加算等

改定なし。

(2) 生活支援型予防通所サービス事業 【サービスコードA7】

ア 基本報酬

区分	コード	算定の単位	単位数	
			令和元年 ～9月	令和元年 10月～
生活支援型予防通所サービス1 (4時間未満)	1001等	1回につき	318	325
生活支援型予防通所サービス2 (4時間以上)	1003等	1回につき	330	337

※ 単位数のみの変更。コードに変更なし。

※ 生活支援型予防通所サービスにおいては、消費増税に伴う単位数の増に加え、介護職員処遇改善加算（Ⅰ）相当の単位数を基本報酬で算定できるように改定（加算率59/1000。改定前は、旧介護職員処遇改善加算（Ⅰ）の加算率40/1000での積算）

イ 加算

改定なし。

3 介護予防ケアマネジメント

(1) 介護予防ケアマネジメント 【サービスコードA F】

ア 基本報酬

区分	コード	算定の単位	単位数	
			令和元年 ～9月	令和元年 10月～
介護予防ケアマネジメント費	2111	1月につき	430	431

※ 単位数のみの変更。コードに変更なし。

イ 加算

改定なし。